

# 全調政連 ニュース No. 24 25

H24. 8. 13

発行責任者 幹事長 小 沢 宏

「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」総会開催される

去る平成24年8月8日に「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」総会が開催されました。民主党からは、小川敏夫会長、辻恵幹事長をはじめ、多数の先生方がご参加いただきました。

全国土地家屋調査士政治連盟は、横山会長、市川副会長及び小沢幹事長が、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）竹内八十二会長、関根一三副会長及び竹谷喜文専務理事と共に参加をいたしました。

本総会は、「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」規約の一部改正、役員の選任のほか来年度の予算要望をもお願いさせていただきました。

「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」規約の一部改正、役員の選任については、空席となっていた事務局長の席に、参議院議員 金子恵美先生にご就任いただき今後の事務手続きに付きご活動いただくこととなりました。

この後要望について当政治連盟及び連合会は、1 東日本大震災の被災地における地図修正作業に係る予算措置について、2 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図の作成作業の推進と必要な予算の確保について、3 政府の施策に基因する特定認証局運用システム改善経費の支援について及び

4 公共嘱託登記関連業務の発注における環境整備の要望をお願いさせていただきました。

なお、総会内容、変更後の「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」規約及び要望の内容は以下のとおり。

「民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟」総会

次 第

2012年8月8日(水)18:30～19:15

衆議院第二議員会館 第3会議室

1. 開 会      司会：幹事長 衆議院議員 辻 恵
2. 挨拶          会長 参議院議員 小川 敏夫
3. 規約の一部改正、役員の選任について
4. 来年度予算要望について  
    日本土地家屋調査士会連合会 会長 竹内 八十二  
    全国土地家屋調査士政治連盟 会長 横山 一夫
5. 今後の活動について、その他
6. 閉会の挨拶 顧問 参議院議員 前田 武志

お問合せ先： 衆議院議員 辻 恵 事務所 TEL:03-3508-7015 (内)衆 70204

民主党「土地家屋調査士制度推進議員連盟」規約 (案)

(名称)

第一条 本連盟は、民主党「土地家屋調査士制度推進議員連盟(仮称)」と称する

(目的)

第二条 本連盟は、土地家屋調査士の社会的地位の向上を図るとともに、土地家屋調査士制度の充実、業務の改善進歩を図ることにより、社会環境の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第三条 会員は、本連盟の趣旨に賛同する衆・参国會議員によって構成する

(役員)

第四条 本連盟に次の役員をおく

|       |     |
|-------|-----|
| 顧問    | 若干名 |
| 会長    | 1名  |
| 副会長   | 若干名 |
| 幹事長   | 1名  |
| 副幹事長  | 若干名 |
| 幹事    | 若干名 |
| 事務局長  | 1名  |
| 事務局次長 | 1名  |
| 事務局   | 若干名 |

(総会)

第五条 総会は会長が必要と認めた場合に開催する

(会費)

第六条 会費は月額100円とし、議員歳費より徴収する

(事務局)

第七条 本連盟の事務局は下記におく  
千代田区永田町 2-1-1 参議院会館 502 号室  
参議院議員 金子恵美事務所 (電話 03-6550-0502、内 参 50502)

(その他)

第八条 本連盟の決定機関は総会、役員会とし、いずれも会長が招集する

民主党「土地家屋調査士制度推進議員連盟」役員（案）

2012・8・8改正

顧問 前田武志 中井治 川端達夫 藤井裕久 平岡秀夫

会長 小川敏夫

副会長 細川律夫 小沢鋭仁 原口一博

幹事長 辻 恵

幹事 川内博史 黄川田徹 三日月大造  
増子輝彦 金子恵美 水戸将史

事務局長 金子 恵美

事務局 金子恵美事務所（中川秘書）

平成24年8月8日

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟

会長 小川 敏 夫 殿

全国土地家屋調査士政治連盟 会長 横 山 一 夫

日本土地家屋調査士会連合会 会長 竹 内 八十二

## 要 望 書

平素より土地家屋調査士制度に深いご理解をいただきますとともに私どもが行う諸要望等の実現にご高配賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、下記の諸点につき、その実現について要望いたしますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

### 1 東日本大震災の被災地における地図修正作業に係る予算措置について

仙台法務局、福島地方法務局、盛岡地方法務局が実施した地図実態調査の結果によれば、今回の東日本大震災に伴う地殻変動により、広範囲な地域で、筆界点の不規則な移動が数多く認められると承知しています。

国民生活において、その基盤となる土地の筆界が確定できていないことは、今後の復興事業の実施や専用住宅等の建築等にも支障を生じさせかねない状態にあると考えます。

法務省の事業として、平成23年度第1次及び第3次補正予算並びに平成24年度予算で、地図修正に関する予算措置を講じていただいておりますが、宮城県、福島県、岩手県の三県において、筆界点の不規則移動が認められ、地図修正を行う必要がある面積が相当数に上るものと受け止めており、23年度補正予算、24年度予算による地図修正の実施だけでは、十分な措置が講じられたとは言い難い状況にあると考えております。

被災地の方々の生活の安定を考えますと、更なる早期の地図修正が必要でありますので、これらの施策を実行に移すことができるよう十分な予算措置をお願いいたします。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 注：平成23年度第1次補正地図修正経費予算 | 5億57百万円  |
| 平成23年度第3次補正地図修正経費予算   | 5億44百万円  |
| 平成24年度地図修正経費予算        | 10億15百万円 |

## 2 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第14条地図の作成作業の推進と必要な予算の確保について

都市部及びその周辺にみられる現地の占有状況と登記記録や登記所備付地図における位置や形状が大きく異なるいわゆる「地図混乱地域」の解消を目的として法務省事業として推進されている登記所備付地図作成作業については、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づいてその実施促進が図られているところであります。

そこで、この事業の推進と必要な予算の確保にご高配賜りますようお願いします。

注：平成 24 年度登記所備付地図作成経費予算 18 億 95 百万円

### 3 政府の施策に基因する特定認証局運用システム改善経費の支援について

日本土地家屋調査士会連合会では、現行の電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、認証業務及びこれに附帯する業務に関する技術基準（平成 15 年総務省告示第 706 号）を踏まえて、平成 17 年 12 月から、総務省・法務省・経済産業省の認定を受けて、日本土地家屋調査士会連合会認証サービスを開設・運営しております。

ところで、特定認証局を運営する上では、5 年ごとの鍵更新（直近では、平成 22 年 10 月に実施、経費 3200 万円（税別））が求められるとともに、平成 25 年度初頭には、SHA1 及び RSA1024 に比して安全性が高いとされる SHA2 及び RSA2048 の暗号を用いた方式に移行するとの方針が政府関係機関から示されております。

新暗号アルゴリズムへの移行が必要となることは理解できるものの、今後とも危険性が増すごとに、暗号移行をおこない、それに対応する予算を計上し続けなければならないことは、認証サービス（オンライン登記申請）の存続にも影響を与えかねないものとの強い危惧を感じているものであります。

ついては、特定認証局の運営に必要なとなる人件費を除くランニングコストは、年間に、約 4000 万円となっており、加えて、鍵更新に要する経費と、新暗号アルゴリズムへの移行費用を負担するとなると、当連合会の財政事情からして、資金の捻出が困難な事情にありますので、政府による全面的支援

を強く要望します。

注：新アルゴリズム移行費用概算額

約 8000 万円 (税別)

※ 現行の政府認証基盤 (GPKI) の暗号アルゴリズムにつきましては、文書などのデータが改変されていないか確認する方法として SHA1 及び RSA1024 と呼ばれるハッシュ関数を使用しております。

#### 4 公共嘱託登記関連業務等の発注における環境整備の要望

法定業務を対象とする公共調達の入札参加資格区分に「土地家屋調査士業務」を設けること

- (1) 法律により国家資格者等のみに行うことが認められている業務に関して、各省の入札参加資格 (業種区分) への資格者業種枠の追加又は新設

例：土地家屋調査士業務の場合、業種区分に、「土地家屋調査士」などと明記していただく等の措置

- (2) 土地家屋調査士の法定業務を対象とする入札事務においては、土地家屋調査士 (土地家屋調査士法人及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会を含む。) のみを入札参加資格者とする仕様への改善

法律によって業務を行い得る資格者が制限されている業務を入札に付す場合には、当該法定の有資格者以外の者が入札に参加し、又は業務を行うことがないような措置を講ずるよう関係省庁に働きかけをお願いしたい。

(土地家屋調査士法第 68 条：非土地家屋調査士等の取締り)

[理由]

過年度来、政府の公共調達の適正化指針等に基づき、公共嘱託登記関連業務の契約事務にあっても、競争契約によることが通常となってきた社会環境に鑑み、入札参加資格（業種区分）に「土地家屋調査士の業務」を的確に表す「資格者業種枠」がないため、法律により土地家屋調査士以外の者が業務を行うことのできない業務内容であるにもかかわらず、非土地家屋調査士である者が誤って応札することとなること、その結果、非土地家屋調査士が土地家屋調査士業務を行う事例が少なからずあり、対応に苦慮している。

